

地域計画

策定年月日	2025/3/31
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	野木町 (09364)
地域名 (地域内農業集落名)	丸林地区 (丸林上、丸林中、丸林下)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	6.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	6.7 ha
② 田の面積	6.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当集落には、中心経営体となる認定農業者は8経営体、地区外の担い手は2経営体である。今後は、地区内の中心経営体や地域外の担い手及び非認定農業者による農地の引き受けを検討する必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域計画に位置付けられる担い手でこの地域の農業を担っていく。地域作物の方向性としては、麦大豆等の作付けが厳しいため、水稻を主とした営農を行っていく。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者で担うほか、隣接する集落からの入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者及び非認定農業者の受け入れを促進することにより対応していく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	56.7 %	将来の目標とする集積率	80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構を活用して、地域の実情に合わせた農地集積、集約を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組 虫食い状態を面でまとめる調整機能や仲人的な存在として、担い手間で相互連携を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法 法改正に伴い農業を担う者の意向や地域の実情に応じて、農地中間管理機構を積極的に活用し、集約を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 後継者の確保が一番の課題となることから、以下の3点について重点的に取り組む。 ・担い手間の相互サポート体制を構築する。 ・新規就農者の受け入れを推進し、町及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 ・後継者の候補はいるが就農未定の世帯については、後継者になってもらえるよう指導していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 活用できる農業支援サービスがある場合は、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域全体での鳥獣被害対策として、侵入防止柵や罠の設置に加え、その設置状況や放置果樹、目撃・被害発生場所等の把握・情報共有を行う。
- ②グリーン農業の推進に向け、段階的に有機農業等での栽培を推進していく。
- ③関係機関と連携し、スマート農機の有効活用を推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)			
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上での表示
認農	丸林A	水稻、麦、大豆	0.4 ha	ha	水稻、麦、大豆	0.4 ha	0.0 ha	丸林A
認農	丸林B	水稻	0.6 ha	ha	水稻、野菜	0.6 ha	0.0 ha	丸林B
認農	丸林C	トマト、メロン	0.0 ha	ha	トマト、メロン	0.0 ha	0.0 ha	丸林C
認農	丸林D	水稻、麦	1.2 ha	ha	水稻、麦	1.2 ha	0.0 ha	丸林D
認農	丸林E	水稻、麦、野菜	0.0 ha	ha	水稻、麦、野菜	0.0 ha	0.0 ha	丸林E
認農	丸林F	水稻、トマト	0.3 ha	ha	水稻、トマト	0.3 ha	0.0 ha	丸林F
認農	丸林G	水稻、そば	0.0 ha	ha	水稻、そば	0.0 ha	0.0 ha	丸林G
認農	丸林H	水稻、そば、桃、野菜	1.0 ha	ha	水稻、そば、桃、野菜	1.0 ha	0.0 ha	丸林H
認農	友沼B	水稻、麦	0.11 ha	ha	水稻、麦	0.1 ha	0.0 ha	友沼B
認農	南赤塚A	水稻、麦	0.3 ha	ha	水稻、麦	0.3 ha	0.0 ha	南赤塚A
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	
計	10経営体	3.8 ha	0.0 ha		3.8 ha	0.0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。